

日本司法支援センター（法テラス）
点字パンフレット

～ 目次 ～

- 1 トラブルに遭ったら、まず法テラスへ
 法テラス・サポートダイヤルと
 犯罪被害者支援ダイヤルの電話番号・・・P 1
- 2 法テラスについて・・・・・・・・・・P 2
- 3 法テラスでできること・・・・・・・・P 3
- 4 法的トラブルの例・・・・・・・・・・P 4～5
- 5 情報提供について・・・・・・・・・・P 6～7
- 6 民事法律扶助について・・・・・・・・P 8～15
 - (1) 援助の内容・・・・・・・・・・P 8
 - (2) 援助の要件・・・・・・・・・・P 9
 - (3) 民事法律扶助申込みの流れ・・・P 13

| | |
|--------------|-----------|
| 7 全国地方事務所連絡先 | P 1 6 |
| (北海道地方) | P 1 6 |
| (東北地方) | P 1 7 |
| (関東地方) | P 1 7~1 8 |
| (甲信越地方) | P 1 8 |
| (北陸地方) | P 1 9 |
| (東海・中部地方) | P 1 9 |
| (近畿地方) | P 2 0 |
| (中国地方) | P 2 1 |
| (四国地方) | P 2 1 |
| (九州・沖縄地方) | P 2 2 |

1 トラブルに遭ったら、まず法テラスへ

法的トラブルでお困りの方は

法テラス・サポートダイヤル

0570-078374（ナビダイヤル）

IP電話からは 03-6745-5600

犯罪被害に遭われた方は

犯罪被害者支援ダイヤル

0120-079714（フリーダイヤル）

IP電話からは 03-6745-5601

業務時間 平日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00

（日曜日、祝日、年末年始を除く）

2 法テラスについて

法テラスは国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

遺言、相続、成年後見、借金問題等の法的トラブルに遭ったら、まず法テラスへお電話をください。法テラスでは、サポートダイヤルを設けており、全国の皆様からのお問合せを受け付けています。

お問合せは、電話のほかに全国にある法テラス地方事務所の窓口でも受け付けています。（地方事務所の連絡先一覧は16ページ以降です。）

また、ホームページでは、メールによるお問合せも受け付けています。

いずれにお問い合わせいただいても、個々の状況に応じた法テラスのサービスへおつなぎいたします。

3 法テラスでできること

●法テラスの主なサービス その1

法的トラブルの解決の役に立つ情報（法制度）や手続、相談窓口の情報を無料でご提供しています。

（情報提供）・・・詳しくは6ページへ

●法テラスの主なサービス その2

経済的に余裕のない方が法的トラブルに遭ったときに、無料の法律相談を実施したり、必要に応じて、裁判費用や弁護士・司法書士の費用等の立替えをしたりします。

（民事法律扶助）・・・詳しくは8ページへ

4 法的トラブルの例

例えば、離婚、借金、相続、家屋の明渡し、交通事故、解雇、給与未払、犯罪被害等、民事・刑事を問わず、法律を適用することにより、解決が可能な問題が挙げられます。

●生活上のいろいろな困りごと（事例）

（1）例えば「お金」の問題

- 消費者金融でお金を借りて返せなくなってしまった。
- 自己破産をしたら、会社を辞めないといけないの？
- 友達にお金を貸したけれど返してくれない。

（2）例えば「家庭」の問題

- 妻又は夫から離婚を言い出された。
- 夫が生活費をくれない。
- 認知症の家族がお金を浪費してしまう。

(3) 例えば「相続」の問題

- 夫が亡くなったが、相続の仕方が分からない。
- 遺言を残したいけどどうしたらよいか分からない。

(4) 例えば「労働」の問題

- 会社から突然辞めろと言われた。
- 給料を支払ってくれない。
- 有給休暇を認めてくれない。

(5) 例えば「消費者」問題

- 振り込め詐欺に遭ってしまった。
- 訪問販売で、高い商品を買わされてしまった。

(6) 例えば「近隣」の問題

- 隣の家と敷地の問題でもめている。
- 隣の家からの騒音に困っている。

(7) 例えば「成年後見」の問題

- 夫又は妻が認知症でお金の管理ができない。

5 情報提供について

法テラスでは、法的トラブルの解決の役に立つ情報（法制度）や手続、相談窓口の情報を無料でご提供しています。詳しくは法テラス・サポートダイヤルまでお問合せください。

法テラス・サポートダイヤルの電話番号は1ページです。

例えば

(1) 法制度に関する情報がいろいろあって、どの情報を信頼していいか自分では判断できない。

→ 法テラスでは、法制度のご案内をします。

(2) 窓口はたくさんあるが、どれが自分に合った窓口か分からない。又は連絡先が分からない。

→ 法テラスでは、相談窓口のご案内をします。

●ご案内の例

例えば、次のようにご案内をします。

【利用者】

Q. 訪問販売で高額な商品を買わされてしまったのですが、やっぱり解約したい。どうしたらいいですか。

【法テラス】

A. 契約書面を受け取ってから8日以内なら、クーリングオフができます。

【利用者】

Q. クーリングオフとは何ですか？

【法テラス】

A. クーリングオフとは、一定の期間内であれば、訪問販売等で商品やサービスを購入した消費者が、一方的に契約をキャンセル（申込みの撤回、解約）することができる制度です。

お住まいの地域の消費生活相談センターや、専門家と相談できる窓口をお探ししてご案内します。

6 民事法律扶助について

民事法律扶助とは、経済的に余裕のない方が法的トラブルに遭ったときに、無料法律相談の実施や、必要に応じて、裁判の代理や提出書類の作成を弁護士や司法書士に依頼するときに支払う費用の立替えを行なう制度です。

(1) 援助の内容

●法律相談援助

弁護士・司法書士による無料法律相談

●代理援助

裁判や調停、交渉等で、弁護士・司法書士に裁判手続等の代理を依頼するときに支払う費用を立て替えます。

●書類作成援助

自分で裁判を起こす場合等に、裁判所に提出する書類の作成を司法書士・弁護士に依頼するときに支払う費用を立て替えます。

(2) 援助の要件

☆援助の要件① 収入等の基準

収入や資産等が一定額以下であること（下記の【基準A】と【基準B】を満たすこと。）。

収入等は、夫婦間の紛争の場合を除き、原則として、利用者本人だけでなく配偶者の収入及び資産を加算した金額で判断します。

【基準A】収入等が一定額以下であること。

●法律相談援助の場合

月収とは、賞与を含む手取り年収の1/2分の1に相当する金額をいいます。

月収の目安は、

- 単身者の場合・・・18万2千円以下
- 2人家族の場合・・・25万1千円以下
- 3人家族の場合・・・27万2千円以下
- 4人家族の場合・・・29万9千円以下です。

ただし、東京都特別区や大阪市など生活保護一級地の場合は、

- 単身者・・・・・・・・20万2000円以下
- 2人家族・・・・・・・・27万6千100円以下
- 3人家族・・・・・・・・29万9千200円以下
- 4人家族・・・・・・・・32万8千900円以下です。

なお、家賃を負担している場合や住宅ローンを利用している場合には、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその金額が加算されます。

限度額は、

- 単身者・・・・・・・・4万1千円
- 2人家族・・・・・・・・5万3千円
- 3人家族・・・・・・・・6万6千円
- 4人家族以上・・7万1千円です。

ただし、東京都特別区の場合は、

単身者・・・・・・・・5万3千円
2人家族・・・・・・・・6万8千円
3人家族・・・・・・・・8万5千円
4人家族以上・・9万2千円です。

また、医療費、教育費等の出費がある場合は、相当額が控除されます。

詳しくは、地方事務所にお問合せください。
地方事務所の電話番号は、16ページ以降をご覧ください。

●代理援助・書類作成援助の場合

同居している家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額とご自身の収入との合計金額が、基準（法律相談援助の場合と同じ）以下であることが必要となります。

【基準B】 保有資産が一定額以下であること。

●法律相談援助の場合

現金・預貯金の合計金額が、次の基準を満たすことが必要です。

- 単身者・・・・・・・・・180万円以下
- 2人家族・・・・・・・・・250万円以下
- 3人家族・・・・・・・・・270万円以下
- 4人家族以上・・・・300万円以下です。

なお、3か月以内に医療費、教育費等の出費がある場合は、相当額が控除されます。

●代理援助・書類作成援助の場合

自宅や係争物件を除く不動産や、有価証券等の資産を持っている場合は、その時価と現金・預貯金との合計金額が、基準（法律相談援助の場合と同じ）以下であることが必要となります。

☆援助の要件②

勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責の見込みがあるものも含まれます。

☆援助の要件③

民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためというような場合、又は権利濫用的な訴訟の場合等は援助できません。

(3) 民事法律扶助申込みの流れ

●法律相談援助の申込み

代理援助や書類作成援助の利用を希望される方にも、まず法律相談を受けていただきます。

法律相談援助を利用するには、☆援助の要件①と③を満たす必要があります。

●代理援助・書類作成援助の申込み

ア 審査

代理援助や書類作成援助を利用するには、審査において、☆援助の要件①②③の条件を満たしていることを確認する必要があります。援助を申し込まれた方には、(1)収入や資産等を証明する書類（給与明細、生活保護受給証明書、源泉徴収票、課税又は非課税証明書等）、(2)住民票、(3)立て替える費用をお返しいただく際に利用する口座に関する資料、(4)事件関連書類等をご提出いただきます。

イ 援助開始決定

援助開始決定を受けると、法テラスの基準に基づき、弁護士・司法書士の費用（着手金・実費等）を決定します。決定した費用は法テラスが立て替えて、弁護士・司法書士に支払います。援助を受けた方は原則として毎月5千円～1万円ずつ分割で返済（償還）していただきます。

返済していただいたお金は、次に援助を必要としている方のために使われますので、返済していただくことがとても大切です。

ウ 事件完了

事件の結果を考慮し、審査の上、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金及びその支払方法を決定します。

なお、生活保護を受給している場合等、生活状況に応じて、立替費用の返済を猶予又は免除することがあります。

詳しくは法テラス地方事務所にご相談ください。地方事務所の電話番号は、次のページ（16ページ）以降をご覧ください。

7 全国地方事務所連絡先

全国の法テラス地方事務所の窓口でもお問合せに対応しています。

地方事務所の業務時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

(日曜日、祝日、年末年始を除く)

| | 事務所名 | 電話番号 |
|-------|--------|-------------|
| 北海道地方 | 法テラス札幌 | 0570-078388 |
| | 法テラス函館 | 0570-078390 |
| | 法テラス旭川 | 0570-078391 |
| | 法テラス釧路 | 0570-078392 |

| | 事務所名 | 電話番号 |
|------|--------|-------------|
| 東北地方 | 法テラス青森 | 0570-078387 |
| | 法テラス岩手 | 0570-078382 |
| | 法テラス宮城 | 0570-078369 |
| | 法テラス秋田 | 0570-078386 |
| | 法テラス山形 | 0570-078381 |
| | 法テラス福島 | 0570-078370 |
| 関東地方 | 法テラス茨城 | 0570-078317 |
| | 法テラス栃木 | 0570-078318 |
| | 法テラス群馬 | 0570-078320 |
| | 法テラス埼玉 | 0570-078312 |
| | 法テラス川越 | 0570-078313 |

| | 事務所名 | 電話番号 |
|-------|---------|-------------|
| 関東地方 | 法テラス千葉 | 0570-078315 |
| | 法テラス松戸 | 0570-078316 |
| | 法テラス東京 | 0570-078301 |
| | 法テラス多摩 | 0570-078305 |
| | 法テラス神奈川 | 0570-078308 |
| | 法テラス川崎 | 0570-078309 |
| | 法テラス小田原 | 0570-078311 |
| 甲信越地方 | 法テラス山梨 | 0570-078326 |
| | 法テラス長野 | 0570-078327 |
| | 法テラス新潟 | 0570-078328 |

| | 事務所名 | 電話番号 |
|---------|--------|-------------|
| 北陸地方 | 法テラス富山 | 0570-078351 |
| | 法テラス石川 | 0570-078349 |
| | 法テラス福井 | 0570-078348 |
| 東海・中部地方 | 法テラス静岡 | 0570-078321 |
| | 法テラス沼津 | 0570-078322 |
| | 法テラス浜松 | 0570-078324 |
| | 法テラス岐阜 | 0570-078345 |
| | 法テラス愛知 | 0570-078341 |
| | 法テラス三河 | 0570-078342 |
| | 法テラス三重 | 0570-078344 |

| | 事務所名 | 電話番号 |
|------|---------|-------------|
| 近畿地方 | 法テラス滋賀 | 0570-078339 |
| | 法テラス京都 | 0570-078332 |
| | 法テラス大阪 | 0570-078329 |
| | 法テラス兵庫 | 0570-078334 |
| | 法テラス阪神 | 0570-078335 |
| | 法テラス姫路 | 0570-078336 |
| | 法テラス奈良 | 0570-078338 |
| | 法テラス和歌山 | 0570-078340 |

| | 事務所名 | 電話番号 |
|------|--------|-------------|
| 中国地方 | 法テラス鳥取 | 0570-078357 |
| | 法テラス島根 | 0570-078358 |
| | 法テラス岡山 | 0570-078354 |
| | 法テラス広島 | 0570-078352 |
| | 法テラス山口 | 0570-078353 |
| 四国地方 | 法テラス徳島 | 0570-078394 |
| | 法テラス香川 | 0570-078393 |
| | 法テラス愛媛 | 0570-078396 |
| | 法テラス高知 | 0570-078395 |

| | 事務所名 | 電話番号 |
|-------------|---------|-------------|
| 九州・ 沖縄地方 | 法テラス福岡 | 0570-078359 |
| | 法テラス北九州 | 0570-078360 |
| | 法テラス佐賀 | 0570-078361 |
| | 法テラス長崎 | 0570-078362 |
| | 法テラス熊本 | 0570-078365 |
| | 法テラス大分 | 0570-078363 |
| | 法テラス宮崎 | 0570-078367 |
| | 法テラス鹿児島 | 0570-078366 |
| | 法テラス沖縄 | 0570-078368 |

法テラスは、全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を目指しています。

法テラスの正式名称は、日本司法支援センターです。法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心の光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」（さんさんと陽が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ。）のような場でありたいという意味も込めて法テラスと名付けました。

(2022年3月版)

